

Title	金融市場・家計の資産選択・資産の分布
Author(s)	松浦, 克己
Citation	
Issue Date	
Text Version	none
URL	http://hdl.handle.net/11094/38636
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

氏 名	まつ 浦 かつ 己 松 浦 克 己
博士の専攻分野の名称	博 士 (経 済 学)
学 位 記 番 号	第 1 0 9 8 6 号
学 位 授 与 年 月 日	平 成 5 年 12 月 6 日
学 位 授 与 の 要 件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 名	金 融 市 場 ・ 家 計 の 資 産 選 択 ・ 資 産 の 分 布
論 文 審 査 委 員	(主 査) 教 授 林 俊 彦 (副 査) 教 授 蠟 山 昌 一 教 授 筒 井 義 郎

論 文 内 容 の 要 旨

日本の経済メカニズムが時代の変革に込えているか否か、あるいはその抱える課題は何であるかは、経済活動で重要な地位を占めると共に規制産業の代表である金融市場に先鋭的に現れているであろう。また経済成長の成果と問題は最終的には家計の行動やその所得・資産の分配に反映される。そこで本研究では金融市場と家計の行動に焦点をあわせて分析する。以下本研究の概要を述べる。

第 I 部日本の金融市場では、規制と銀行行動の関係、企業と銀行の相互関係、公的金融の機能など、わが国の金融市場を理解する上で重要でかつ政策的にも激しい論争が行われている問題を中心に分析する。

第 1 章「銀行の規制体系」では、一行たりともその預金債務（金融債、信託）について債務不履行を招かせないという絶対的 default 回避による金融システムの安定策がとられた背景をまず分析する。この絶対的 default 回避策を可能にするために、参入規制や技術革新規制などの広範囲な公式・非公式の規制政策が採用されたことと銀行・規制当局と預金者の間の情報の非対称性が作出されて利用されたことを分析する。そこでは大蔵省の default させないから default しないという期待均衡が成立し金融システムを安定させた。また金融システムの安定を名分とする吸収合併や営業譲渡に関する公正取引委員会の許認可を詳細に検討する中で、公取の 25% 条項等の基準が経済学的合理性を欠くこと更にその基準さえ恣意的な運用が行われて、金融産業については大蔵省の行政指導の前に代表的な競争政策として本来期待される独占禁止政策が沈黙を守っていることを明らかにする。しかし、絶対的 default 回避策が金融機関にモラルハザードを生みだし逆に金融システムの安定を阻害すること、厳しい規制がグループホール等の問題を生むことや情報の非対称性を利用した規制が銀行の国際進出や BIS 規制等により限界をもたらしていることが明らかにされる。わが国の金融市場でディスクロージャーと市場の規律の貫徹が必要であることが示される。

第 2 章「メインバンクの選択と行動」では、銀行と企業行動の重要な論点であるメインバンクが取り上げられる。従来の議論は委託された監視者の理論にみられるように単独メインが仮定されていた。銀行はメイン取引先を持つことも暗黙の内に想定されていた。本研究ではまず、わが国の上場企業と銀行の取引で、メインバンク、並行メインバンク、サブメインバンクを持つ企業とメインバンクを持たない企業が存在することが明らかにされる。また銀行から

みた場合も多くのメイン取引先を持つ銀行と全く持たない銀行が存在することも明らかにされる。

メインバンクは往々にして変更されている。このメインバンクの選択や変更の原因を、メインバンクのシンジケート組成機能とメインバンクの受け取るリスクプレミアムとその企業の危機処理能力の観点から分析する。そこでは並行メインバンクやサブメインバンクが銀行の危険負担・危機処理能力とシンジケート団手数料の競争とリスクプレミアムの引き下げで合理的な選択となり得ることが示される。

メインバンクが何故企業の危機処理を行うのか（行わないのか）について、評判の経済学の観点から捉える。ここでは、メインバンクが名声を気にする相手は他のメインバンクであり、メインバンク市場を維持するための tit-for-tat 戦略が採用されることを明らかにする。

第3章「銀行業・生命保険産業の規模の経済」では、市場を規定する重要な要因である規模の経済について総生産要素を用いて、合併や新規参入に注目して84年と89年の2期に関して実証が行われる。合併や新規参入の効果の実証分析はわが国ではまだ余り試みられていない分野である。

銀行業では都地銀、都銀、地銀の業態別に分析が行われる。銀行業では吸収合併と対等合併が行われているが、吸収合併が効率的である反面、対等合併は必ずしも効率的とは言えないことが明らかにされる。

生命保険産業では外資系企業の参入が行われている。ここでは新規参入を明示的に考慮して推計される。効率的な新規参入がなされているが、なお既存企業の規模の経済に及ばないことが示される。

第4章「公的金融の機能と金融システム」、第5章「公的金融の評価」では、わが国経済システムの大きな特徴である公的金融が、それと密接不可分の関係に立つ財政投融资と共に取り上げられる。

第4章では公的金融・財政投融资の量的な推移が確認された後、中央政府・地方政府に対するファイナンス機能、資金調達と資金供給において企業金融・住宅金融等で果たしている役割が分析される。最後に金融の自由化・国際化の中で公的金融の課題が規制下の高度成長のための分断された金融システムから、市場機能を生かす中で国民生活に寄与するための変革が求められていることが示される。

第5章では公的金融に関する先行研究のサーベイが行われ、その中で従来の価格規制や機能別に分断された資金の割当等から、市場原理の活用や金融仲介機関として一貫した機能の整備や公的金融が経済政策にビルトインされていることの意味を問直す必要があることが示される。

第Ⅱ部では日本の家計行動について、消費需要行動、金融資産選択に関する分析が行われる。

第6章「家計の消費需要行動」では、家計調査の個表を用いて LA/AIDS モデルの実証が行われる。個表による LA/AIDS モデルの実証分析はわが国では初の試みである。家計の各種属性（世帯主年齢、職業、世帯人員、高齢者同居の有無、修学状況等）を明示的に考慮して、財を7種（食費、衣料、住居・光熱費等、通信費、等）に区分して検討される。異時点間と地域間の価格差を利用することで価格変動が作成される。財によって家計の各属性の効果が異なると共に所得弾性値、価格弾性値の推計により各財の必需財と奢侈財の違い等が確認される。また自己価格弾性値の高さにより、家計を対象とする財市場での価格競争の重要性が示唆される。

第7章「地域別にみた家計の金融資産選択」では貯蓄動向調査の個表を用いて、わが国を12地域に分けて実証分析がなされる。地域別の金融資産選択に関する実証分析もわが国では初めての試みである。これによって地域別にみた金利選好や店舗配置の効果等を明らかにし、地域間での相異を把握することができる。ここでは、預金・郵貯・生保・株式等の8種類の金融資産について tobit type 2 により保有関数・需要関数の推計が家計の属性を明示的に考慮して行われる。本研究では金利選好の程度や店舗配置の効果が地域によって相当違いのあることが示される。第8章「家計の負債行動」では、住宅金融公庫等からの借り入れ、住宅取得のための借り入れと使途・借り入れ先を問わない全ての負債(残高ベース)の3つのケースについて、貯蓄動向調査の個表を用い家計の属性を考慮して推計が行われる。計量方法は第7章と同じく tobit type 2 である。個表による家計の負債行動の実証も本研究が初の試みである。これにより住宅金融公庫等からの借り入れに高所得者が多く所得分配上の問題があること金利が有意に影響していることなど、わが国家計の負債活動の特徴が明らかにされる。

第Ⅲ部では、資産、所得の分布とその不平等の要因について分析が行われる。

第9章「日本の職業別、年齢階層別にみた所得・資産の分布」、第10章「資産の不平等の要因分解」、第11章「勤労者世帯所得の不平等の要因分解」では、わが国の所得及び資産の分配の状況と不平等の要因分解が行われる。ここでは家計調査と貯蓄動向調査を共に用いることで、土地・借地権、住宅、金融資産、負債を把握し、80年代後半のわが国の所得、資産の分布の平等度がかなり揺らいでいることが明らかにされる。

第9章ではジニ係数、アトキンソンの尺度、対数分散等の複数の方法を用いて、勤労者世帯、一般世帯、全世帯の所得及び年齢階層別の所得についてその不平等度が計測される。そこではわが国の所得分配がスウェーデンや西独に劣ることが示される。資産については正味資産、金融資産、負債、純金融資産、実物資産について所得と同様に職業別・年齢階層別の計測が行われ、80年代後半に不平等が進んでいることが示される。資産についても国際的にみて平等度が高いといえるか疑問であることが示される。

第10章では、勤労者世帯の所得について、世帯主の定期外収入と配偶者等世帯主以外の者の収入が不平等に与える効果に注目して分析が行われる。この両者が世帯主の定期収入と並ぶ程度またはそれ以上に不平等の度合いに影響することが示され、営業手当等の増加などの賃金体系の変化が不平等を増加させる方向に働くこと、また女性就業の増加と所得配分・社会保障制度による所得移転に関する今後の問題が示唆される。

第11章では、資産の不平等の要因分解が行われる。土地・借地権を保有する世帯の正味資産は1億円、非保有世帯は7百万円であり（89年）、土地保有の有無によってわが国の社会が2つに階層分化されていることが示される。その不平等の90%までが土地・借地権に起因することが明らかにされる。住宅・土地保有と住宅ローンの有無に関する情報を利用することで、遺産の推計が行われる。遺産の家計資産に占める比率が約40%に上がることが明らかにされる。住宅ローンや土地・借地権を併せて実証することで、遺産によって世界でも極めて豊かな資産を受取かつそれを子孫に残す層と純粋なライフサイクル仮説に生きる層があることが明らかにされる。

最後に、おわりにでは本研究の残された課題と今後の研究の方向性が示される。

論文審査の結果の要旨

本論文は、わが国金融市場の制度的枠組みがその成功のゆえに近年矛盾を露呈しているとの仮説を提示した上で、膨大な家計調査個票データを用いた家計の資産選択行動及び所得・遺産分布要因の計量経済学的分析によってその仮説の実証を試みたものであり、博士（経済学）の学位に十分値するものであると判定する。